報告第5号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、 これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

令和2年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

令和2年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,422千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,536千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款			項	補	正 前	の額		補	正	額	計
3 諸 収 入							千円 148, 183			千円 △30, 422	- ←P 117,761
		1 貸付金元和	可収入				148, 183			Δ30, 422	117,761
歳	入	合	計				172, 958			Δ30, 422	142, 536

歳 出

款			項	補 正	前の	額	補	正	額	: : :	†
I 生活福祉費						千円 172, 958			千円 ∆30, 422		千円 142, 536
		1 母子父子第	等婦福祉費			172, 958			Δ30, 422		142, 536
歳	出	合	音 †			172, 958			∆30, 422		142, 536

報告第6号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、 これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

令和2年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算(第2号)

令和2年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ866千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,330千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 1,091	千円 Δ 503	千円 588
1 繰 入 金		171	Δ1	170
	1 一般会計繰入金	171	Δ1	170
3 諸 収 入		919	Δ502	417
	1 雑 入	919	Δ502	417
(就農支援資金貸付勘定)		63, 896	0	63, 896
1 繰 越 金		38, 123	2,518	40, 641
	1 繰 越 金	38, 123	2,518	40, 641
2 諸 収 入		25, 773	Δ2, 518	23, 255
	1 貸付金元利収入	25, 773	Δ2, 518	23, 255
(就農支援資金業務勘定)		697	Δ363	334
1 繰 入 金		677	Δ400	277

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 一般会計繰入金	千円 677	千円 Δ400	千円 277
2 繰 越 金		10	47	57
	I 繰 越 金	10	47	57
3 諸 収 入		10	Δ10	0
	1 雑 入	10	Δ10	0
歳 入	合 計	66, 196	Δ866	65, 330

,

歳出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 1,091	千円 Δ503	千円 588
1 農林水産業費		1,091	Δ503	588
	I 農 業 費	1,091	Δ503	588
(就農支援資金貸付勘定)	(就農支援資金貸付勘定)		0	63, 896
I 農林水産業費		63, 896	0	63, 896
	I 公 債 費	63, 896	0	63, 896
(就農支援資金業務勘定)		697	Δ363	334
1 農林水産業費		697	Δ363	334
	1 農 業 費	697	Δ363	334
歳 出	合 計	66, 196	Δ866	65, 330

報告第7号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、 これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

令和2年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算(第2号)

令和2年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,691千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	#t
(貸付勘定)		千円 5,000	千円 5 5,000	千円 0
1 繰 越 金		4,300	Δ4, 300	0
	1 繰 越 金	4, 300	Δ4, 300	0
2 諸 収 入		700	Δ700	0
	I 貸付金元利収入	700	Δ700	0
(業務勘定)		748	Δ691	57
1 繰 入 金		745	Δ688	57
	1 一般会計繰入金	745	Δ688	57
2 繰 越 金		1	Δ1	0
	1 繰 越 金	1	ΔΙ	0
3 諸 収 入		2	Δ2	0
	1 県預金利子	1	ΔΙ	0

	2 雑 入		1	ΔΙ	0
歳 入	合	- 1	5, 748	Δ5, 691	57

歳出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 5,000	千円 Δ5,000	千円 0
1 農林水産業費		5,000	Δ5, 000	0
	1 林 業 費	5,000	Δ5, 000	0
(業務勘定)		748	Δ691	57
1 農林水産業費		748	Δ691	57
	1 林 業 費	748	Δ691	57
歳 出	合 計	5,748	Δ5, 691	57

報告第8号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、 これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

令和2年度長崎県県営林特別会計補正予算(第4号)

令和2年度長崎県県営林特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33,632千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ492,801千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正)
- 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計·
1 国庫支出金		千円 261,696	千円 Δ13,392	千円 248,304
	1 国庫負担金	21,769	Δ13, 392	8,377
2 財産収入		116, 802	Δ15, 468	101,334
	1 財産運用収入	21	I	22
	2 財産売払収入	116, 781	Δ15, 469	101,312
3 繰 入 金		132, 108	Δ1,417	130, 691
	2 基金繰入金	22, 332	Δ1,417	20, 915
5 諸 収 入		23	5, 545	5,568
	1 雑 入	23	5, 545	5,568
6 県 債		15,700	Δ8, 900	6,800
	1 県 債	15, 700	Δ8, 900	6,800
歳	合 計	526, 433	Δ33, 632	492, 801

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 526, 433	千円 ∆33,632	千円 492, 801
	1 林 業 費	358, 805	∆33,632	325, 173
歳 出	습 îi·	526, 433	∆33,632	492, 801

第2表 地方債補正

起債の目的	補	正前	ĵ	1300	補	i E	7	
だ 頃 V2 口 HJ		の方法 利 率	償還の方法	限度複		起債の方法	利率	償還の方法
県営 林造 林事業費	15,700 普通貸債	借(株)日	借入時期から 40	6,	千円 800	補正前に同じ。	補正前	補正前に同じ。
		本政策金	年以内(うち据				に同じ。	
	(借入	先) 融公庫法	置期間25年以					
	(株)	日本政策 第12条第	内) において元					:
	金融公	庫 2項及び	利均等又は元金					
		林業経営	均等などの償還					
	(借入日	時期) 基盤の強	の方法による。					
	令和2	年度。た化等の促	ただし、本県財					
	だし、	工事その 進のため	政の都合によ					
	他の都行	合により、の資金の	り、繰上償還を					
	その全	部又は一 融通等に	なし、又は償還					
	部を翌	年度に繰 関する暫	年限を短縮し、					
	延べ借	入れする 定措置法	若しくは借換え		į			
	ことが	できる。 第 5 条第	をすることがで					
		2項によ	きる。					
		り(株)						
		日本政策						•
		金融公庫						
		の定める						
		ところに						
		よる。						
計	15,700			6,	800			

報告第9号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、 これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)

令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,366千円を減額し、歳人歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,762千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 119,300	千円 Δ 35, 000	千円 84,300
2 繰 越 金		93, 501	Δ34, 461	59, 040
	1 繰 越 金	93, 501	Δ34, 461	59, 040
3 諸 収 入		25, 699	Δ539	25, 160
	1 貸付金元利収入	25, 699	Δ539	25, 160
(業務勘定)		1,828	Δ1,366	462
1 繰 入 金		1,726	Δ1,382	344
	1 一般会計繰入金	1,726	Δ1,382	344
2 繰 越 金		1	1	2
	1 繰 越 金	I	1	2
3 諸 収 入		101	15	116
	1 県預金利子	100	6	106

款				項	補 正 前 の 額	補	Œ	額	計	
			2 雑 🧦		千円 1			千円 9	千l 10	
	歳	入	合	計	121, 128			Δ36, 366	84, 762	

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 119,300	千円 Δ35,000	千円 84,300
1 農林水産業費		119, 300	Δ35,000	84, 300
	I 水産業費	119, 300	Δ35, 000	84, 300
(業務勘定)		1,828	Δ1,366	462
1 農林水産業費		1,828	Δ1,366	462
	1 水産業費	1,828	Δ1,366	462
歳出	合 計	121, 128	Δ36, 366	84, 762

報告第10号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、 これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

令和2年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第2号)

令和2年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ392,996千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金		千円 5,722	千円 Δ825	千円 4,897
	1 繰 越 金	5, 722	Δ825	4, 897
3 諸 収 入		382, 018	913	382, 931
	1 貸付金元利収入	382, 018	913	382, 931
歳 入	合 計	392, 908	88	392, 996

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 392, 908	千円 88	千円 392, 996
	1 商工業費	16, 989	Δ817	16, 172
	2 公 債 費	375, 919	905	376, 824
歳 出	合 計	392, 908	88	392, 996

報告第11号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、 これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

令和2年度長崎県用地特別会計補正予算(第2号)

令和2年度長崎県用地特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,709千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,640,191千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正)
- 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 債		千円 384,900	千円 Δ6, 800	千円 378,100
	1 県 債	384, 900	Δ6, 800	378, 100
3 繰 越 金		0	91	91
	I 繰 越 金	0	91	91
歳	合 計	1,646,900	Δ6, 709	1, 640, 191

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 用 地 費		千円 1,646,900	千円 Δ 6,7 09	千円 1,640,191
	1 用 地 費	1,646,900	Δ6, 709	1,640,191
歳出	合 計	1,646,900	Δ6, 709	1,640,191

第2表 地方債補正

	起債	£ 10	FI 6/5	r			취	甫 正	Ì	ÍÍ		***************************************	補) E		移	Ž
		(V)	————			限	度額	起債の方法	利率	償還の方法	限	度 額		起債の方法	利	率	償還の方法
用 地	先	行	取	得	費		^{千円} 384,900	債券発行又は普	年 利	借入時期から30			千円 00	補正前に同じ。	補正	前	補正前に同じ。
								通貸借	5.0%以	年以内(うち据					に同し	٠.	
									内	置期間5年以							
								(借入先)	(ただし、	内) において元							
								財務省、地方公	利率見	利均等又は元金							
								共団体金融機構、	直し方	均等などの償還							
								銀行その他	式で借	の方法による。							
									り入れ	ただし、本県財							
								(借入時期)	る資金	政の都合によ							
								令和2年度。た	につい	り、繰上償還を							
								だし、工事その	て、利	なし、又は償還							
								他の都合により、	率の見	年限を短縮し、			ļ				
								その全部又は一	直しを	若しくは借換え							
								部を翌年度に繰	行った	をすることがで							
								延べ借入れする	後にお	きる。					The state of the s		
								ことができる。	いては、								
									当該見								
									直し後								
									の利率)				Ì			***************************************	
		計					384,900					378,10	00				

報告第12号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、 これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

令和2年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第2号)

令和2年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,851千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222,675千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 諸 収 入		千円 213,389	千円 Δ 22, 8 51	千円 190,538
	1 雑 入	213, 389	Δ22, 851	190, 538
歳	合 計	245, 526	Δ22,851	222, 675

歳出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 庁用管理費		千円 245,526	千円 Δ 22, 851	千円 222, 675
	1 庁用管理費	93, 658	Δ9, 110	84, 548
	2 文書管理費	151,868	Δ13,741	138, 127
歳 出	合 計	245, 526	Δ22, 851	222, 675

報告第13号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、 これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

令和2年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算(第1号)

令和2年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,994千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,461千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 167,849	千円 Δ20,758	手円 147, 091
	1 使 用 料	167, 849	Δ20, 758	147, 091
2 繰 入 金		59, 603	Δ1,490	58, 113
	1 一般会計繰入金	59, 603	Δ1,490	58, 113
3 繰 越 金		I	256	257
	1 繰 越 金	I	256	257
4 諸 収 入		2	Δ2	0
	1 雑 入	2	Δ2	0
歳 入	合 計	227, 455	Δ21, 994	205, 461

歳出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 · 227, 455	千円 A21,994	千円 205, 461
	1 水産業費	226, 934	Δ22, 027	204, 907
	2 公 債 費	521	33	554
歳 出	合 計	227, 455	Δ21, 994	205, 461

報告第14号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、 これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

長崎県知事 中 村 法 道

令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第4号)

令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45,147千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,211,909千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正)
- 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 707, 397	千円 Δ35, 992	千円 671,405
	1 使 用 料	707,397	Δ35, 992	671, 405
2 財産収入		124, 961	10,050	135, 011
	2 財産売払収入	116,500	10,050	126, 550
3 繰 入 金		495, 166	Δ5, 000	490, 166
	1 一般会計繰入金	495, 166	Δ5, 000	490, 166
4 繰 越 金		I	14, 154	14, 155
	1 繰 越 金	1	14, 154	14, 155
5 諸 収 入		76, 431	Δ14, 159	62, 272
	1雑 入	76, 431	Δ14, 159	62, 272
6 県 債		853, 100	Δ14, 200	838, 900
	1 県 債	853, 100	Δ14, 200	838, 900

歳	入	合	計	2, 257, 056	Δ45, 147	2, 211, 909

歳出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 2,257,056	千円 Δ45,147	千円 2,211,909
	1 港 湾 費	733, 862	Δ35, 341	698, 521
	2 公 債 費	1, 523, 194	Δ9, 806	1,513,388
歳 出	合 計	2, 257, 056	Δ45, 147	2,211,909

第2表 地方債補正

		起債	· 0	FI 4/-	7			有	† 正	自	Í			補	正		发
			(V)	口印	,		限	度額	起債の方法	利率	償還の方法	限	度:		起債の方法	利率	償還の方法
港	湾	施	設	整	備	費		853,100	債券発行又は普	年 利	借入時期から 30		838	^{千円} 3,900	補正前に同じ。	補正前	補正前に同じ。
									通貸借	5.0%以	年以内(うち据	anna anna anna anna anna anna anna ann				に同じ。	
										内	置期間5年以						
									(借入先)	(ただし、	内) において元					Per ya Additional and the second	
									財務省、地方公	利率見	利均等又は元金						
									共団体金融機構、	直し方	均等などの償還	-					
									銀行その他	式で借	の方法による。						
										り入れ	ただし、本県財						
									(借入時期)	る資金	政の都合によ						
									令和2年度。た	につい	り、繰上償還を						
									だし、工事その	て、利	なし、又は償還					WARRANCE AND THE STREET	
									他の都合により、	率の見	年限を短縮し、						
									その全部又は一	直しを	若しくは借換え						
									部を翌年度に繰	行った	をすることがで						
									延べ借入れする	後にお	きる。						
									ことができる。	いては、							
										当該見							
										直し後							
										の利率)							
			計·					853,100					838	3,900			

報告第15号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、 これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

長崎県知事 中 村 法 道

令和2年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第2号)

令和2年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	^급 ተ	
2 繰 入 金		千円 4,515,900	千円 0	千円 4,515,900	
	1 一般会計繰入金	4, 425, 001	Δ10	4, 424, 991	
	2 基金繰入金	90, 899	10	90, 909	
歳	合 計	45, 348, 810	0	45, 348, 810	

報告第16号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、 これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

長崎県知事 中 村 法 道

令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,284,603千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,205,645千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計:
1 分担金及び負担金		千円 43,726,786	手円 Δl	千円 43,726,785
	I 負 担 金	43, 726, 786	ΔΙ	43, 726, 785
2 国庫支出金		44, 909, 339	Δ2, 142, 520	42, 766, 819
	1 国庫負担金	29, 756, 552	Δ4, 207, 026	25, 549, 526
	2 国庫補助金	15, 152, 787	2,064,506	17, 217, 293
3 財産収入		479	27	506
	1 財産運用収入	479	27	506
4 繰 入 金		9, 431, 704	Δ267, 033	9, 164, 671
	1 一般会計繰入金	9, 371, 704	Δ267, 033	9, 104, 671
5 繰 越 金		3, 281, 740	. 1	3, 281, 741
	1 繰 越 金	3, 281, 740	1	3, 281, 741
6 諸 収 入		55, 140, 200	124, 923	55, 265, 123

		1 雑	入	55, 140, 200	124, 923	55, 265, 123
歳	入	合	計 ·	156, 490, 248	Δ2, 284, 603	154, 205, 645

歳出

款			項	補 正 前 の 額	補 1	E 額	計+
1 生活福祉費				千円 156, 490, 248		千円 Δ 2, 28 4, 603	千円 154, 205, 645
		1 社会福祉署	B	156, 490, 248		Δ2, 284, 603	154, 205, 645
歳	出	合	計	156, 490, 248		Δ2, 284, 603	154, 205, 645